国立大学法人群馬大学監事監查規則

平成 16.4.1 制定

改正 平成 17.4.1 平成 19.4.1

平成 27. 4. 1 平成 30. 4. 1

令和4.4.1

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 11 条の規定に基づき、監事が行う国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)の監査に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本学の業務の合理的かつ効率的な運営を図ること及び会計経理の適正 を期することを目的とする。

(監事の職務及び権限)

- 第3条 監事は、本学の業務全般を監査する。
- 2 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を 求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、本学が法又は準用通則法(法第35条において準用する独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)をいう。以下同じ。)の規定による認可、承認、認定及 び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に 提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(監査の対象)

第4条 監査は、業務及び会計について行う。

(監査の種類)

- 第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。
- 2 前項の定期監査のうち、業務監査は毎年度1回行い、会計監査は毎月及び毎年度決 算時に行う。
- 3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。

(監査の方法)

- 第6条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。
- 2 監事は、監査を実施するに当たり、本学における業務の円滑な実施及び教育研究の 自主性に十分配慮しなければならない。

(監査計画)

第7条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、学長に提出する。ただし、臨時監査 については、この限りでない。 (監査業務の補助)

- 第8条 監事は、監査室の職員に監査に関する業務を補助させることができる。
- 2 監事は、必要と認める場合、学長の承認を得て、前項の職員以外に監査の業務を補助させることができる。
- 3 監査の業務を補助する職員は、監査の実施に当たり当該業務について知り得た事項 を他に漏らしてはならない。

(役員会等への出席)

第9条 監事は、本学の役員会その他業務運営に関する会議に出席し、意見を述べることができる。

(役職員への質問等)

- 第 10 条 監事は、監査の必要に応じて、役員(監事を除く。)及び職員に対し質問し、 又は説明若しくは資料の閲覧及び提出を求めることができる。
- 2 役員(監事を除く。)及び職員は、監事(監査の業務を補助する職員を含む。)が 行う監査に協力しなければならない。

(監事に回付する文書)

- 第11条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。
 - (1) 文部科学大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
 - (2) 前号以外の行政機関等に提出する業務及び会計に関する重要な文書
 - (3) 重要な契約に関する文書
- (4) 訴訟に関する文書
- (5) その他業務に係る重要な文書
- 2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。
- (1) 文部科学大臣からの認可又は承認の文書その他重要な文書
- (2) 前号以外の行政機関等からの業務及び会計に関する重要な文書
- (3) その他業務に係る重要な報告,供閲等の文書

(監査結果報告書の作成等)

- 第 12 条 監事は、監査の終了後に、法の定めるところにより監査結果報告書を作成し、 1 か月以内に学長に提出する。ただし、臨時監査については、必要と認めた場合に限 り監査結果報告書を作成する。
- 2 監事は、前項において必要があると認める場合、意見を付すことができる。
- 3 学長は、監査結果報告書に基づき改善すべき事項がある場合、速やかに改善措置を 講じ、その結果を監事に報告する。

(文部科学大臣への意見の提出)

第 13 条 監事は、法第 11 条第 9 項及び準用通則法第 38 条第 2 項の定めるところにより、意見等を提出するときは、あらかじめ学長にその旨を通知する。

(事故又は異例の事態等の監事への報告)

- 第 14 条 役員(監事を除く。)及び職員は、業務上の事故又は異例の事態が発生した ときは、速やかにその旨を口頭又は文書により監事に報告しなければならない。
- 2 役員(監事を除く。)は、本学に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること を発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の学長等への報告)

第 15 条 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をする おそれがあると認めるとき、又は法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく 不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長(当該役員が学長である 場合にあっては、学長及び学長選考・監察会議)に報告するとともに、文部科学大臣 に報告しなければならない。

(会計監査人との連携)

- 第 16 条 監事は、財務諸表等の監査において、会計監査人の行った監査の方法とその 結果の相当性を判断した上で、当該会計監査人の監査の結果を利用できる。
- 2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その 監査に関する報告を求めることができる。

(雑則)

第 17 条 監査の手続その他監査の実施に関し必要な事項は、学長と協議の上、監事が 別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。